テレビ視聴サービス契約約款（別表） 2025 年 12 月 1 日 変更内容

・変更内容：料金変更に伴う記載内容の変更

変更点	変更後	変更前
P34 3. 料金（第10条及び第16条関係）	3. 料金（第10条及び第16条関係） ②テレビ視聴サービス利用料： 月額 495 円（税抜価格： 450 円） テレビ視聴サービス契約者が本契約に関し初期契約解除を行った場合は、テレビ視聴サービス利用料の支払いは不要です。	3. 料金（第10条及び第16条関係） ②テレビ視聴サービス利用料： 月額 330 円（税抜価格： 300 円） テレビ視聴サービス契約者が本契約に関し初期契約解除を行った場合は、テレビ視聴サービス利用料の支払いは不要です。
P34 3. 料金（第10条及び第16条関係）	3. 料金（第10条及び第16条関係） ⑤手数料 1）カスタマーセンター契約手続き費用： 1回のみ上限 3,575 円（税抜価格： 3,250 円） 初期契約解除を行う場合においては、テレビ視聴サービス契約者はカスタマーセンター契約手続き費用を支払わなければなりません。	3. 料金（第10条及び第16条関係） ⑤手数料 1）カスタマーセンター契約手続き費用： 1回のみ 3,410 円（税抜価格： 3,100 円） 初期契約解除を行う場合においては、テレビ視聴サービス契約者はカスタマーセンター契約手続き費用を支払わなければなりません。

・効力発生日

2025年12月01日